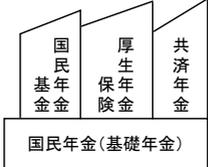


第9-10表 公的年金制度

Table 9-10: Public pension schemes

制度体系	日本 2階建て 	アメリカ 1階建て 
対象者	全国民	一般被用者(連邦政府職員等一部職種を除く)及び一定所得以上の自営業者は原則強制加入。一定所得未満の自営業者及び無業者は対象外。
保険料率 (2006年)	(一般被用者)14.642% (2006.9～:労使折半) ※第1号被保険者は定額 (2006.4～:月あたり13,860円)	12.4% (労使折半)
支給開始 年齢 (2006年)	国民年金(基礎年金):65歳 厚生年金:60～65歳(特別支給の老齢厚生 年金報酬比例部分60歳,定額部分63歳,(男 性,2009年度末まで※) ※男性は2025年までに,女性は2030年ま でに,65歳に引上げ	65歳8か月 ※2003～2027年にかけて65歳から67歳に引上 げ中
最低加入 期間 ¹⁾	25年間	10年間
国庫負担	基礎年金給付費の1/3 ※2009年度末までに1/2に引上げ	なし
繰り上げ (早期)支 給制度	あり。本人が希望すれば60歳～64歳受給可 能。繰上げ年齢に応じて基礎年金額が一定 の率で減額。	あり。追加要件はない(年金の受給要件であ る最低加入期間を満たせばよい)。繰上げ期 間が36か月までは約0.56%/月,36か月以 降は約0.42%/月減額(62歳まで繰上げた 場合は約23.3%減額)。
所得代替 率 ²⁾	59.1%	51.0%
年金受給 中の就労	賃金と年金額に応じて年金額の一部又は全 部が支給停止。65～70歳までの間は,賃金と 年金額の合計額が48万円を超える場合,賃 金の増加2に対し,年金額1を停止(ただし, 基礎年金は全額支給)。また,70歳以降につ いても,60歳台後半と同じ取扱い(但し,保 険料負担はなし)。60～65歳までは,賃金と 年金額の合計額が28万円を上回る場合,賃 金の増加2に対し,年金額1を停止し,賃金 が48万円を超える場合,賃金が増加した分だけ 年金額を停止。	満額支給開始年齢後:在職していても年金 額の減額はなし。 満額支給開始年齢前(繰上げ支給時):在職 者の年金額は賃金額が一定水準以上の場 合,賃金額に応じて減額。

資料出所 厚生労働省ホームページ「年金制度の国際比較」(平成18年11月現在),厚生労働省
(2007.3)「2005～2006年海外情勢報告」,年金財政ホームページ

(注) 1) 必要となる被保険者期間。
2) 所得代替率は,平均的収入の労働者の税引き後の手取り金額/現役世代の平均的な労働者の手取り収入。OECDレポートによる。

第9-10表 公的年金制度 (続き)

Table 9-10: Public pension schemes (cont.)

制度体系	イギリス 2階建て	ドイツ 1階建て	フランス 1階建て
対象者	基礎年金(1階部分):一定所得以上の一般国民(一般被用者及び自営業者)は強制加入で、それ以外(無業者含む)は任意加入。 国家第2年金(2階部分):基礎年金に強制加入する一般被用者は原則強制加入。自営業者及び無業者は対象外。	一般被用者及び自営業者の一部(手工業者, 芸術家など)は強制加入。その他の自営業者及び無業者は任意加入可能。	被用者は強制加入。無業者は任意加入可能。
保険料率 (2006年)	賃金の23.8% 被用者:11.0% 事業主:12.8% (国家第2年金加入者の国民保険料)	19.50% (労使折半) ※2007年1月より19.9%に引上げ	被用者は上限付給付(31,068ユーロ/年)の6.55% 使用者は上限付給付の8.3%及び全給与の1.6%
支給開始 年齢 (2005年)	男性:65歳 女性:60歳 ※女性は2020年までに65歳に引上げ ※男女とも2024~2046年にかけて68歳に引上げ予定(法案審)	65歳(重度障害者は63歳) ※2012~2029年にかけて67歳へ引上げ予定(閣議決定) ※女性の年金支給開始年齢は2000年から2005年にかけて60歳から65歳に引上げ済	60歳(60歳時において、被保険者期間が40年以上の場合は満額受給可能。40年未満の場合は被保険期間又は65歳に達するまでの不足期間,1四半期毎に2.5%(1年で10%),最大50%給付が減額)
最低加入 期間 ¹⁾	男性:11年, 女性:9.75年	5年間	3か月
国庫負担	原則なし	給付費の約26%(2004年)	※国庫負担は原則なしだが、実際は若干の国庫補助が行われている。財源に占める割合は7.88%(2004年)
繰り上げ (早期)支 給制度	なし	あり。被保険者期間が15年以上の助成, 長期失業者, 高齢パート就労促進制度活用者(60歳から可能。但し, 2016年に廃止予定)	
所得代替 率 ²⁾	47.6%	71.8%	68.8%
年金受給 中の就労	在職していても年金額の減額はなし。	満額支給開始年齢後:在職していても年金額の減額はなし。 満額支給開始年齢前(繰上げ支給時):在職者の年金額は賃金額が一定水準以上の場合, 賃金額に応じて減額。	年金額と賃金額の合計が引退(年金支給開始)直前の賃金額を超えない場合, 年金額は減額されない。 ※2007年1月から引退直前の賃金が低水準な者については, 年金額と賃金額の合計額が最低賃金(SMIC)の1.6倍まで就労しても年金額は減額されないこととなった。